

「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと  
暮らしやすい社会づくり条例」の取組状況等について  
(令和5年度)

京 都 府  
令和8年1月

# 目次

はじめに	・・・	1
1 相談対応について	・・・	2
(1) 条例における相談対象		
(2) 相談体制と助言・あっせんの仕組み		
(3) 広域専門相談員		
(4) 地域相談員		
2 相談実績	・・・	5
(1) 令和5年度相談概要について		
(2) 相談件数等のクロス表		
(3) 相談事例		
(4) 相談活動のまとめ		
3 その他の活動状況	・・・	15
(1) 京都府障害者相談等調整委員会の開催		
(2) 京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり 推進協議会の開催		
(3) 普及・啓発活動		
4 今後の課題	・・・	17
(1) 法律及び条例の改正について		
(2) 関係機関等とのネットワーク構築・連携強化について		

## はじめに

私たちの住む京都では、障害のあるなしによって分け隔てられることなく、みんながお互いにかけてあげのない個人として尊重し合いながら、共に安心していきいきと暮らせる地域社会をつくるために、多くの努力が重ねられてきました。

しかしながら、現在においても、障害のある人が毎日の生活を送る上で支障となる様々なバリア（以下、「社会的障壁」といいます。）があることによって、障害のある人が地域で安心して生活することや社会活動に参加することが十分にできていない状況がまだまだあります。

全ての府民が安心していきいきと暮らせる地域社会をつくるためには、私たち一人ひとりがそれぞれの立場で協力し合い、様々な社会的障壁をなくしていく配慮や工夫をするなどの取組を進めていく必要があります。

京都府では、「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」（以下、「条例」といいます。）を平成26年3月に制定し平成27年4月から全面施行しました。また、「言語としての手話の普及を進めるとともに聞こえに障害のある人とない人とが支え合う社会づくり条例」を平成30年3月に制定・施行しました。これらの条例に基づき、障害のある人への理解を深めるとともに共生社会づくりを目指した取組を進めています。

国においては、平成28年4月には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（いわゆる「障害者差別解消法」）が施行され、共生社会の実現に向けた取組が進められています。令和3年6月には「障害者差別解消法の一部を改正する法律」が公布され、令和6年4月1日に施行されました。一部改正法では、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針に定める事項の追加や事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化などについて定められました。

国の法改正に伴い、京都府においても条例改正を行い、令和6年4月1日に施行しています。

府民の皆さんに条例の取組状況を広く知っていただき、府民の皆さんが共生社会の実現のために何をすればよいかを考え、行動していただくきっかけになれば幸いです。

## 1 相談対応について

### (1) 条例における相談対象

この条例では、府内で発生した次に掲げる相談（特定相談）等を相談活動の対象としています。

#### ア 不利益取扱いによる障害者の権利利益の侵害に関すること

条例では、合理的な理由なく、障害を理由として、サービスの提供などを拒否・制限したり、障害のない人には付けない条件を付けたりするなど、障害のある人を、障害のない人より不利に扱い、障害のある人の権利利益を侵害することを禁止しています。

京都府	禁 止	不利益取扱いをすることにより、権利利益を侵害してはならない。
事業者		

#### 【不利益取扱いに該当する可能性のある事例】

- ・ お店に盲導犬を連れて入ろうとしたら、「障害のある人には対応できない」という理由で、事情説明もなく入店を断る。
- ・ 障害がある人の障害の状態や求められる配慮などを聞かず、障害があることを理由に、賃貸借契約を一律に断る。
- ・ 労働者の募集にあたり、業務遂行上特に必要でないにもかかわらず、障害のある人のみが排除される条件を付けている。

#### イ 合理的配慮に関すること

障害のある人が、毎日の生活を送る上で支障となる社会的障壁をなくすための配慮について、それを行うための負担が重すぎない範囲で、提供することを求めています。

京都府	義 務	合理的配慮をしなければならない。
事業者	義 務	合理的配慮をしなければならない。 ※法律・条例ともに、令和6年4月1日に義務化された。

#### 【合理的配慮の例】

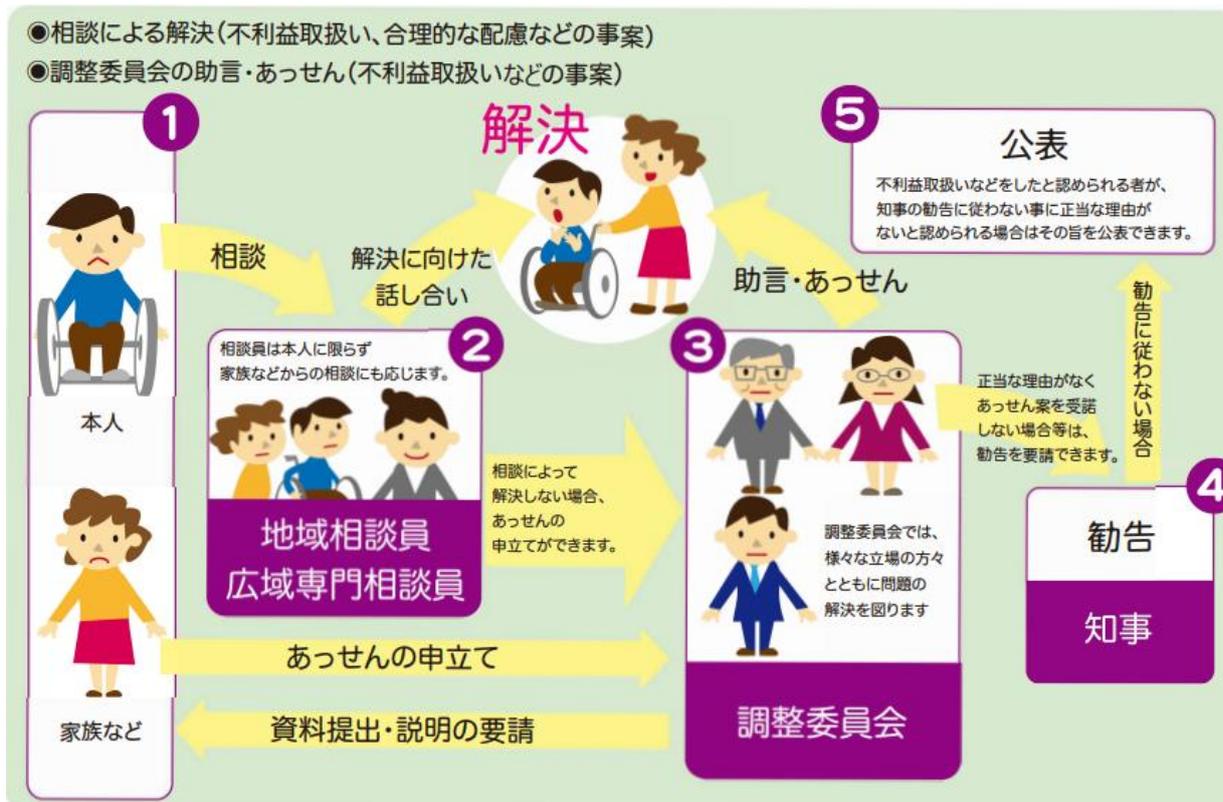
- ・ 視覚障害のある人に、メニューを声に出して読み上げたり、商品の説明をしたりする。
- ・ 聴覚障害のある人に、筆談をしてコミュニケーションを取る。
- ・ 車いすを利用している人のために、手動のドアを開閉する。
- ・ 知的障害のある人が要件や説明を理解したかどうか、丁寧に確認する。
- ・ 精神障害のある人と話す際、ゆっくりと考えて言葉を返すことができるよう焦らずに待つ。

#### ウ 障害者に不快の念を起こさせる言動に関すること

#### エ 障害者虐待に関すること

#### オ 障害及び性別、年齢等による複合的な原因により特に困難な状況に置かれる場合の、その状況に応じた適切な配慮に関すること

(2) 相談体制と助言・あっせんの仕組み



(3) 広域専門相談員

条例に基づき、京都府健康福祉部障害者支援課に広域専門相談員を2名配置しています（令和6年3月31日時点）。

広域専門相談員は、障害者支援課に設置した専用の電話やメールで相談を受け付け、事案の解決に努めています。

(4) 地域相談員

地域相談員は、各市町村が委嘱している身体障害者相談員及び知的障害者相談員等の方から、条例の相談業務を担っていただける方209名（令和6年3月31日時点）に就任いただき、広域専門相談員と連携しながら、事案の解決を図っています。

(地域相談員の内訳)

・ 身体障害者相談員（条例第10条第1項第1号）	107名	} 合計 209名
・ 知的障害者相談員（条例第10条第1項第2号）	60名	
・ その他障害者の福祉の増進に関し熱意と識見をもっている者であって知事が適当と認めるもの（条例第10条第1項第3号）	42名	

※上記の法定の各障害者相談員のほか、市町村が独自に設置する障害者相談員

（法定の相談員では対応できない精神障害、発達障害等に関する相談に対応する者）

<地域相談員の地域別人数>

圏域名	市町村	条例第10条第1項			計	
		第1号	第2号	第3号		
丹後圏域	宮津市	0	2	1	3	
	京丹後市	4	6	3	12	
	伊根町	0	1	0	1	
	与謝野町	3	1	1	5	
計		7	10	5	22	
中丹圏域	福知山市	9	4	4	17	
	舞鶴市	3	3	0	6	
	綾部市	2	2	1	5	
計		14	9	5	28	
南丹圏域	亀岡市	8	4	2	14	
	南丹市	3	4	2	9	
	京丹波町	4	2	0	6	
計		15	10	4	29	
京都・乙訓圏域	京都市サブ圏域	京都市	24	14	22	60
	乙訓サブ圏域	向日市	5	0	0	5
		長岡京市	6	2	0	8
		大山崎町	0	1	0	1
計		35	17	22	74	
山城北圏域	宇治市	11	0	0	11	
	城陽市	7	3	0	10	
	八幡市	5	2	0	7	
	京田辺市	1	1	0	2	
	久御山町	1	1	0	2	
	井手町	1	1	0	2	
	宇治田原町	1	0	0	1	
計		27	8	0	35	
山城南圏域	木津川市	4	3	0	7	
	笠置町	1	1	0	2	
	和束町	1	0	0	1	
	精華町	2	1	0	3	
	南山城村	1	1	0	2	
計		9	6	0	15	
その他	(公社)京家連	0	0	6	6	
計		0	0	6	6	
合計		107	60	42	209	

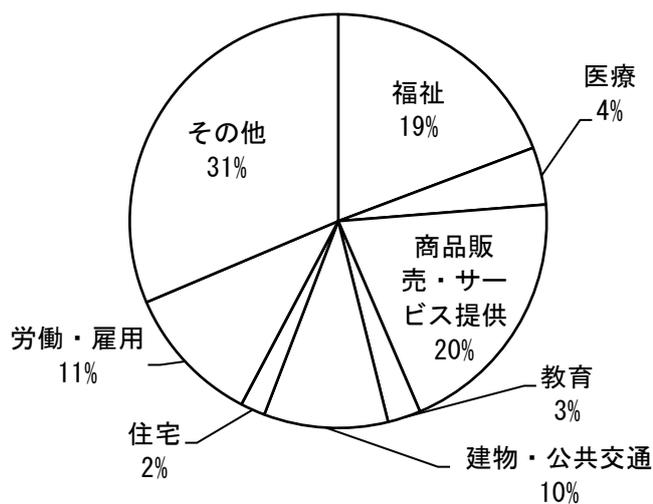
## 2 相談実績

### (1) 令和5年度相談概要について

令和5年度には、合計163件（うち前年度以前からの継続0件）の相談があり、そのうち156件について相談対応を終了しています。ここでは、その156件の概要を紹介します。

	新規受付	前年度から継続	次年度へ継続	終結
令和5年度	163	0	7	156
令和4年度	137	0	0	137

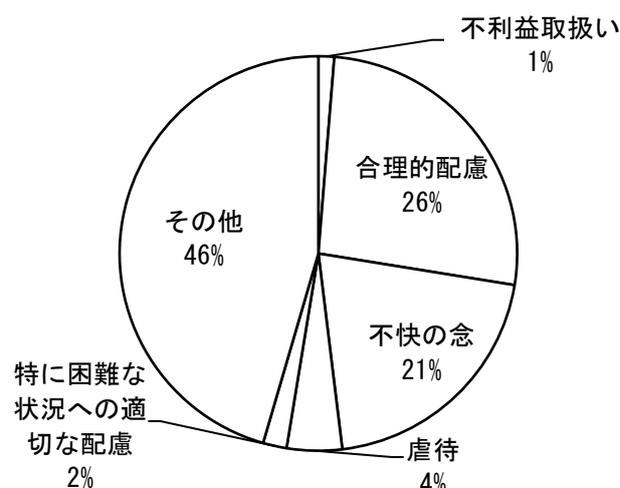
#### ア 相談分野別件数



相談分野	R5	R4
福祉分野	30	27
医療分野	7	13
商品販売・サービス提供分野	31	27
教育分野	4	6
建物・公共交通分野	15	13
住宅分野	3	6
情報・コミュニケーション分野	0	1
労働・雇用分野	17	23
その他	49	21
計	156	137

「その他」が最も多く（31%）、次いで「商品販売・サービス提供分野」（20%）、「福祉」（19%）と続き、これらの分野で7割を占めました。「その他」としては、寺院や選挙での合理的配慮の相談、家庭内や地域での生活に関する相談などがありました。

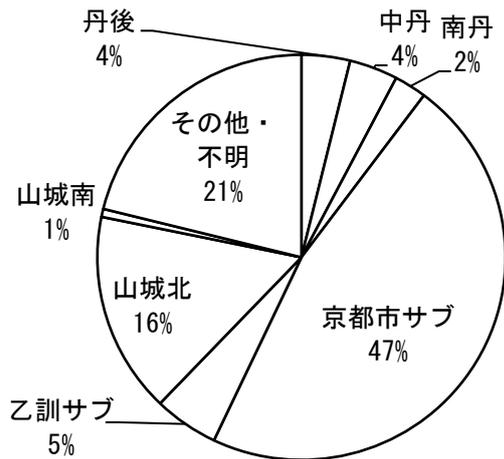
#### イ 特定相談等の種類別件数



特定相談の種類	R5	R4
不利益取扱い	2	9
合理的配慮	41	34
不快の念	32	14
虐待	7	1
特に困難な状況への適切な配慮	3	0
その他	71	79
（内訳）環境整備	1	3
他機関を紹介・連携	39	32
意見・要望・問合せ等	31	44
計	156	137

条例の特定相談に該当すると考えられるものは85件（54%）でした。「その他」としては、他の機関（国、市町村、労働局等）を紹介し連携を取って解決を図った相談、環境整備に関する相談のほか、制度に関する意見、要望、問合せなどがありました。

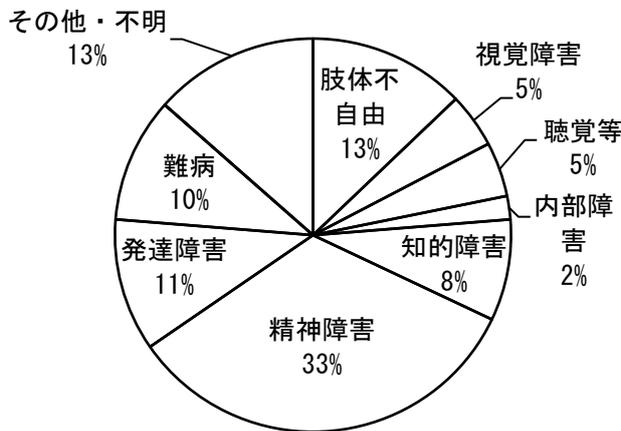
ウ 相談が発生した圏域別件数



圏域名		R5	R4
丹後圏域		6	5
中丹圏域		6	9
南丹圏域		4	4
京都乙訓圏域	京都市サブ圏域	73	72
	乙訓サブ圏域	8	12
山城北圏域		25	20
山城南圏域		1	7
その他・不明		33	14
計		156	137

発生地は、京都市サブ圏域が47%を占めました。「その他」は、京都府外での相談や発生地のわからなかった相談などです。

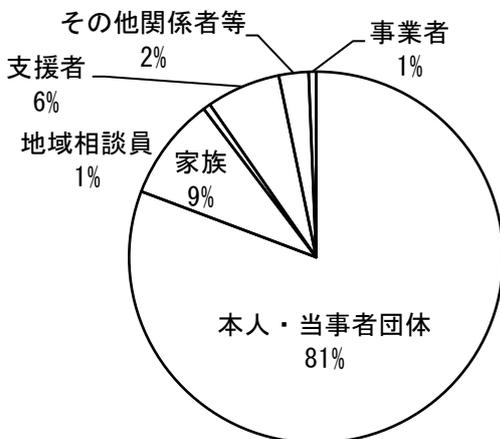
エ 相談者等の障害種別件数



障害種別	R5	R4
肢体不自由	20	28
視覚障害	7	6
聴覚・平衡機能障害	7	8
内部障害	3	4
知的障害	13	22
精神障害	52	44
発達障害	17	15
難病	16	4
その他・不明	21	16
計	156	137

「精神障害」が3割を占め最も多く、次いで「肢体不自由」「その他・不明」の相談者が多くなっています。

オ 相談者の属性件数



相談者	R5	R4
本人・当事者団体	126	96
家族	14	15
地域相談員	2	0
支援者	3	8
その他関係者等	10	15
事業者	1	3
計	156	137

例年どおり本人等からの相談が最も多く、8割を占めました。

(2) 相談件数等のクロス表

ア 障害種別と相談者の属性

	当事者	家族	地域相談員	支援者	関係者	事業者	計
肢体不自由	17	1	1	1	0	0	20
視覚障害	6	0	0	0	1	0	7
聴覚・平衡機能障害	3	2	1	0	1	0	7
内部障害	3	0	0	0	0	0	3
知的障害	10	1	0	0	2	0	13
精神障害	45	3	0	1	3	0	52
発達障害	12	5	0	0	0	0	17
難病	16	0	0	0	0	0	16
その他・不明	14	2	0	1	3	1	21
計	126	14	2	3	10	1	156

イ 障害種別と相談分野

	福祉分野	医療分野	商品販売・サービス提供分野	教育分野	建物・公共交通分野	住宅分野	情報・コミュニケーション分野	労働・雇用分野	その他	計
肢体不自由	1	0	6	0	6	1	0	2	4	20
視覚障害	0	0	4	0	1	0	0	0	2	7
聴覚・平衡機能障害	1	1	2	0	1	0	0	1	1	7
内部障害	0	0	0	0	0	0	0	2	1	3
知的障害	5	0	3	1	1	0	0	1	2	13
精神障害	12	3	1	1	0	1	0	5	29	52
発達障害	7	1	2	2	1	0	0	1	3	17
難病	1	1	11	0	3	0	0	0	0	16
その他・不明	3	1	2	0	2	1	0	5	7	21
計	30	7	31	4	15	3	0	17	49	156

### (3) 相談事例

ここでは、令和5年度に広域専門相談員が対応した相談内容を相談分野別に紹介します。

#### ア 福祉分野

福祉分野では、希望しているサービスが受けられない、福祉事業所や役所の職員の対応に配慮がないといった相談がありました。広域専門相談員は、相談内容に応じて適正かつ迅速な対応を心がけていますが、特に、障害のある人の生活に関わりの深い福祉関係の相談については、適切な支援やサービスが受けられるよう、関係機関と連携しながら取り組んでいく必要があります。

事例 1	グループホーム内で起きているトラブルに対応してもらえないという相談
相談者	知的障害のある人
相談種別	複合的な要因
相談内容	グループホーム内で隣人トラブルがある。解決するために施設の苦情受付担当者と話し合いたいがきちんと取り合ってもらえない。また、施設職員の言葉遣いがきついものにも悩んでいる。
対応	施設の苦情受付担当者に相談者の希望を伝えたところ、相談者とよく話し合うことや、その際に相談者の希望する方の同席を了承された。その旨相談者に報告するとともに、福祉サービスに関する苦情解決制度について情報提供した。

事例1は、グループホーム内のトラブルの相談でした。広域専門相談員は必要に応じて双方への事実確認・調整を行いますが、何よりも重要なことは双方当事者自身が建設的な対話を行うことであり、それを促すことも相談員の重要な役割です。

事例 2	施設職員が不快な念を起こさせる行動をするという相談
相談者	精神障害のある人
相談種別	不快の念
相談内容	通所している施設職員に障害者に不快の念を起こさせる行動がある。公正な立場の第三者に、相談にのるだけでなく施設職員との話し合いに同席することもお願いしたい。また、日常的な悩み事を聞いてくれる窓口があれば教えてほしい。
対応	通所施設の社会福祉法人が任命している第三者委員の連絡先を伝え、相談するよう提案した。また、日常的な悩み事の相談先として家族連合会を紹介した。

事例2は、通所している施設の利用者からの相談でしたが、広域専門相談員の専門的知識を活用し、相談者にとってより良い相談先を紹介しています。

事例 3	手話通訳者の派遣を希望したが断られたという相談
相談者	聴覚障害のある人の関係者
相談種別	合理的配慮
相談内容	福祉関係の講習会（行政機関委託事業）に参加を希望している聴覚障害のある人から、講習会に手話通訳者が配置されるかどうか尋ねられたため、主催者に確認したところ、配置できないとの回答を受けた。
対応	当該行政機関に伝えたところ、主催者及びその他関係者が協議し、当該講習会に手

	話通訳者が派遣されることになった。聴覚障害のある当事者は、手話通訳者が配置されたうえで受講することができた。
--	--

事例3は、行政機関も関係していた相談でしたが、障害当事者の思いを伝え、障害のある人のニーズにあった合理的配慮の提供ができるように、関係者間の連携を促すことも相談員の重要な役割となっています。

## イ 医療分野

医療分野では、障害のある人の家族からの様々な不安の相談がありました。

障害のある人が安心して医療が受けられるよう、担当部署と連携して、医療機関に対して引き続き啓発活動を行っています。

事例4	障害者が気持ちよく治療を受けられる医療機関を紹介してほしいという相談
相談者	発達障害のある人の家族
相談種別	その他
相談内容	自閉症の娘を歯科診療所に受診させたところ、歯科医師から口腔ケアについて厳しく注意された。障害者が気持ちよく治療を受けられるところを紹介してほしい。
対応	庁内やその他関係機関から情報を得て、居住地域の障害者歯科地域協力医を紹介した。「自宅に近く有難い。次回はそこに受診させたい。」と話された。

事例4は、医療機関の紹介を求める相談でしたが、様々な関係機関から情報を収集し案内しました。こうした一つひとつの相談への解決が、障害のある人が安心して医療を受けられる社会につながっていくと考えています。

## ウ 商品販売・サービス提供分野

商品販売・サービス提供分野では、障害のある人が依頼した方法で対応してもらえなかったなどの相談が多くありました。令和6年4月1日からは、障害者差別解消法の一部改正により、事業者は、障害のある人等から意思表示があった場合に、その実施に伴う負担が過重でないときに、合理的な配慮をしなければなりません。

事例5	携帯電話販売店で筆談などの対応をしてもらえなかったという相談
相談者	聴覚障害のある人
相談種別	合理的配慮
相談内容	聴覚障害のある相談者が携帯電話販売店を訪れた際、筆談など聴覚障害者に配慮した対応をしてもらえなかった。
対応	店舗責任者から、謝罪とともに今後は筆談等配慮のある対応をしたいとの返答があり、その旨を相談者に伝え納得いただいた。また、他のキャリア店舗にも配慮のある対応を行っていただくよう、全国協会にも周知・啓発をした。

事例5は、聴覚障害のある人からの合理的配慮に関する相談でした。個々の相談をきっかけに、業界全体へも周知・啓発を図っています。

事例 6	インターネットサイトでの予約手続きで配慮がなかったという相談
相談者	視覚障害のある人
相談種別	合理的配慮
相談内容	通信機器に搭載されている視覚障害者用サポート機能を使用して、インターネットサイトで宿泊予約しようとしたところ、ポイント利用の手続きが操作できなかった。サイト運営会社に配慮を求める問い合わせをしたが、取り合ってもらえなかった。
対応	当該サイト運営会社に視覚障害者である相談者の思いを伝えるとともに、条例の趣旨等を説明し、社内で対応を検討してもらうように依頼。不正防止の観点から会社で操作することが出来ないため、現在は家族などに手伝ってもらうしか解決策がないが、改正法の施行に向けて、今後視覚障害者が安心して使えるサイトの設計変更に取り組みたいとの回答を受け、相談者は納得された。後日、改善状況をモニタリングしたところ、システムの改修に取り組んでいるとの回答を得た。

事例6は、視覚障害のある人からの合理的配慮に関する相談で、その後の「環境の整備」につながった事例でした。環境の整備については、令和6年4月1日以降も努力義務ではありますが、このような合理的配慮を必要とする方が多数見込まれるケースにおいては、事前の改善措置として環境の整備を行うことが効果的と考えられています。

事例 7	スーパーで安全に買い物したいという相談
相談者	視覚障害のある人
相談種別	合理的配慮
相談内容	スーパーで客のカートや従業員の台車から衝突されることが多々ある。障害のある人でも安全に買い物ができるように、当該スーパーの責任者に客や従業員への注意喚起をお願いしたが、聞き入れてもらえなかった。
対応	当該スーパーの責任者に相談者の思いを伝えたところ、カート利用や店内作業が、身体の不自由な買い物客に注意して行われるよう、カート置き場に張り紙したり従業員間で情報共有するとの回答を得た。その旨相談者に報告し納得された。

事例7は、視覚障害のある人からの相談でしたが、店内環境が改善されると、障害のある人だけでなく誰もがより安全に買い物できるようになり、障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会につながります。また、事業者による合理的配慮の提供義務化にあたっては、事業者における個々の従業員への周知徹底が必要となります。引き続き事業者へ周知・啓発してまいります。

事例 8	カード決済手続きにおいて配慮されなかったとの相談
相談者	視覚障害のある人
相談種別	合理的配慮
相談内容	商業施設でカード決済をしようとしたが、暗証番号をタッチパネル上のランダムに並んだ番号で入力する方式となっており店員に暗証番号を伝えなければならなかった。
対応	当該施設に事実確認するとともに、ボタンでの入力やサインによる対応ができない

	か検討をお願いしたところ、店舗によってはサインによる対応も可能であるとのことで、サイン記載時の具体的なサポート方法の検討をお願いした。
--	---

事例8は、当該施設によると、店舗によってはサインによる対応も可能であるとのことでしたが、店舗従業員が把握していなかったため、配慮できなかったとの事案でした。改めて店舗に周知いただくとともに、視覚障害のある人への接客時には合理的配慮可能な旨案内するなどの対応を依頼しました。

## エ 教育分野

教育分野では、合理的配慮の提供がされなかったなどの相談がありました。障害のある子どもや学生の支援を行う教育関係機関には、障害への理解と丁寧な対応がより一層求められます。

事例 9	発達障害のある大学生が配慮を受けられないという相談
相談者	発達障害のある人
相談種別	合理的配慮
相談内容	大学の通信教育課程に在籍している。事前のテキスト配布や支援員の配置などの修学に関する支援を大学に申請したが、大学から納得のいく配慮が得られていない。
対応	大学に事実確認をし、相談者が求めた修学上の支援についての大学の考えと全学生を対象とする基本的な支援体制の説明を受けた。その内容を電話で相談者に伝え、詳細は直接大学にご確認いただくこととし、改めて当事者間での建設的対話をしていただくよう促した。

事例9は、教育の場面での発達障害のある人からの相談でした。個々の障害の特性を理解した上で、障害のある人からの求めに対して事業者としてどのような配慮ができるのか改めて検討いただき、再度当事者間で建設的対話をするよう促しています。

事例 10	知的障害のある息子の学習に関する相談
相談者	知的障害のある子の家族
相談種別	その他
相談内容	息子が通う小学校の支援学級の授業内容や、インクルーシブ教育の取り組み方に不満がある。
対応	市町村の教育委員会から、授業内容に関することは、①所属校の管理職、②市が開設している障害のある子供の教育相談窓口、③教育委員会に相談するのが良いとの助言をもらい、その旨相談者に伝えた。

事例10は、知的障害のある子の家族からの授業内容に関する相談でした。教育の場面でも、教育委員会などの関係機関と連携し、必要に応じて適切な助言を行うことも相談員の役割の一つとなっています。

## オ 建物・公共交通分野

建物・公共交通分野では、建物・道路に関する相談のほか、バス、タクシーなどの公共交通機関の利用に係る相談がありました。障害のある人の日々の移動手段である公共交通機関に関わる職員には、障害特性に応じた丁寧な対応が必要とされます。

令和6年4月1日からは、障害者差別解消法の一部改正により、事業者は、障害のある人等か

ら意思表示があった場合に、その実施に伴う負担が過重でないときに、合理的な配慮をしなければなりません。

事例 11	車いす利用者が電車に乗る際に配慮がなかったという相談
相談者	肢体不自由のある人
相談種別	合理的配慮
相談内容	車いすで電車を利用した際、乗降途中の段階で「扉が閉まります。」とアナウンスされた。合理的配慮がなされていない。
対応	当該鉄道会社に確認したところ、既に相談者から直接連絡を受けており、当日アナウンスした職員を含む全職員を対象に合理的配慮の提供等について指導されていることが分かった。当窓口からは啓発資料を送付し、相談者に対応結果を報告、納得された。

事例 11 は、連絡を受けた鉄道会社が、全職員を対象に合理的配慮の提供等について指導するなど、早急に対応されたものでした。当窓口からも啓発資料を送付し、さらなる理解に努めていただくようお願いしました。

#### カ 住宅分野

住宅分野では、例年、障害を理由として物件紹介や賃貸契約を断られたなどの相談があります。障害のある人が合理的な理由がないにも関わらず不利益取扱いを受けることがないように、条例の周知や障害への理解促進を図っていく必要があります。

事例 12	精神障害があることを理由に物件を紹介してもらえなかったという相談
相談者	精神障害のある人
相談種別	不利益取扱い
相談内容	不動産業者に部屋の賃借のことで相談した際、店のスタッフから「障害者に貸す物件を見つけるのは難しい。他の業者に相談してほしい。」と言われた。親との同居が辛いため、一人暮らししたい。
対応	当該不動産業者に事実確認等しようとしたが、相談者は希望しないとのことだった。物件探しについては、当窓口から府の指定居住支援法人を案内し、相談者はその中の一事業所に部屋の賃借について相談された。後日相談者から、同事業所が丁寧に対応してくれたとの報告を受けた。

事例 12 は、住宅に関する相談でしたが、同様の相談が毎年寄せられています。今回の事例では希望されませんでした。個々の不動産業者や管理会社に対して条例や差別解消法の周知活動を行い、理解を深めていただくこととあわせて、宅建業の事業者向け研修等の場を活用するなど、庁内関係課とも連携し、引き続き広く業界全体に周知を行っていきます。

#### キ 情報・コミュニケーション分野

情報・コミュニケーション分野では、相談はありませんでしたが、これまでには合理的配慮の提供依頼をしたが対応してもらえないという相談や、音響式信号機の設置、点字ブロックの敷設に関する相談がありました。聴覚や視覚に障害のある人等から問合せを受けた場合は、筆談などの視覚情報や資料の読み上げなどの音声情報を用いるなどの工夫が求められます。

## ク 労働・雇用分野

労働・雇用分野では、例年、職場で困難に直面している人からの相談があります。障害のある人が働くうえで一人ひとりに合った配慮をすることが必要です。また、障害のある人が一人で問題を抱え込んでしまわないよう、職場において日頃からコミュニケーションを取ることが重要です。

事例 13	障害認定を会社に申告する必要があるかという相談
相談者	内部障害のある人
相談種別	その他
相談内容	障害認定されたが、仕事も生活も特に支障なく、支援も必要ない。会社に申告する必要があるのか教えてほしい。
対応	障害者雇用促進法により、労働局に障害当事者が希望しない場合には障害のあることを会社に申告する必要ないことを確認し、その旨を相談者に伝えた。

事例 13 は、障害のことを会社に申告する必要があるかという相談でしたが、障害者差別解消法第 13 条では雇用に関することは「障害者の雇用の促進等に関する法律の定めるところによる」とされていることから、例年、労働局と連携して対応しています。

## ケ その他

ア～クの 8 分野以外の相談を「その他」分野として分類しています。障害のある人やその家族、その他関係者から、障害のある人の日常生活にかかわる様々な相談がありました。

事例 14	寺院で配慮を得られなかったという相談
相談者	視覚障害のある人
相談種別	合理的配慮
相談内容	弱視の相談者が、寺院で仏像の顔をよく見たいと思い単眼鏡を取り出そうとしたところ、係員に使用禁止の注意を受けた。障害者に配慮してほしい。
対応	当該寺院に事実確認したところ、仏像保護の為、拝観者には持ち物をかばん等に収めるようお願いしているとのこと。相談員から、障害のある人には入館料を支払う前に館内での禁止事項を丁寧に説明して理解を得るよう努めてほしい旨お願いし了承を得た。

事例 14 は、寺院における合理的配慮の相談でしたが、障害者からの申出への対応が難しい場合でも、その理由を丁寧に説明するものとし、理解を得るよう努めることが望まれます。京都府内には寺院・神社が数多くありますが、庁内関係課と連携して周知・啓発を行ってまいります。

事例 15	選挙の投票時に配慮を受けたいという相談
相談者	聴覚障害のある人
相談種別	合理的配慮
相談内容	選挙の投票時における障害者への合理的配慮について教えてほしい。
対応	事前に地区の選挙管理委員会に選挙時の必要な配慮について相談することを提案

	し、話し合いが上手く進まない場合は再度ご相談いただくこととなった。
--	-----------------------------------

事例 15 は、選挙の投票時の合理的配慮の相談でしたが、各地区の選挙管理委員会において個々に対応していることから、事前に相談するよう助言し、万一話し合いが上手く進まなかった場合には調整等を行うこととしました。障害のある人が投票に参加できるよう、投票所における個々の合理的配慮や環境の整備が求められています。

事例 16	障害のある息子に交流することの楽しさを知ってほしいという相談
相談者	発達障害のある子の家族
相談種別	その他
相談内容	高校生の息子は3歳時に発達障害との診断を受けた。その後小・中・高と友人がおらず、人とのかかわりを持ってない状況が続いている。友人と交流することの楽しさを経験してほしい。
対応	発達障害者支援センターに発達障害者向けのプログラムや養育者の交流の場などの様々な支援があることを紹介し、同センターでの相談や情報収集を勧めた。相談者は興味を持たれたようで「相談してみます。」と話された。

事例 16 は、条例の対象となる特定相談ではありませんでしたが、障害のある人やその家族を支援するため、相談員の経験を活用し、必要な情報の提供を行っています。

#### (4) 相談活動のまとめ

##### ア 相談体制・対応

相談窓口には、様々な障害特性や背景を持つ方から、幅広い分野や場面にかかわる相談が寄せられており、令和5年度は2名の広域専門相談員を中心に対応を行いました。広域専門相談員は、相談者の思いを受け止め、それぞれの相談の内容に応じた調整活動や適切な情報提供・助言を状況に応じて丁寧に行うことを基本姿勢として相談対応にあたっています。

また、令和2年度からは、相談対応が終了した案件について、障害のある人に寄り添うことをモットーに、その後困難状況が改善されているか等を確認する「モニタリング」を始め、令和5年度もモニタリングをとおして、相談終結のその後もきめ細やかな配慮を行い、相談解決の質的向上に尽力しました。

##### イ 相談対応能力の向上に向けた取組

広域専門相談員には様々な相談に適切に対応するため高い専門性が求められており、研修や日々の相談活動の検証を定期的に行い、相談対応能力の向上に努めています。

令和5年度は、近隣府県関係職員合同研修・意見交換会を対面で実施しました。また、京都市の担当者とは日常的に連携し、各相談について相互に意見交換できる関係を構築しています。さらに、毎月1回ふりかえりとして相談事例の検証を行い、経過、対応方針、課題などを担当者間で共有し、全体として相談対応力の向上に努めました。

##### ウ 事業者への具体的提案等

事業者に対しては、一部改正法により合理的配慮が義務化されたことの周知を行うことはもちろんですが、事業者との調整活動の中で、相談者が直面している社会的障壁を取り除くために、具体的な提案を行うことや、障害のある人がより社会参加しやすくなるような環境整備を働きか

けることが重要となります。こうした観点からも、蓄積された相談事例を分析し、具体的な対応の提案や好事例を広めていくように努めています。

## エ 府内関係機関等との調整

条例の相談窓口には、様々な分野・場面の相談が寄せられており、必要に応じて市町村や関係機関等と連携して対応する必要があります。相談者の中には、つらい気持ちを抱えながらも勇気を出して当窓口相談される方もおられます。相談者の気持ちに寄り添いながら、相談者の抱えている問題の所在を明確にし、関係機関と情報共有し、連携して問題の解決のための調整を行い、場合によっては適切な機関（法テラス、人権相談窓口、労働局、警察本部ほか）に丁寧に引継ぎを行うこととしています。

## オ 近隣府県との連携

条例では、京都府内で起こった事案を相談対象としていますが、京都府外で起こった事案の相談もあります。基本的には、相談者の了解を得て該当府県の相談窓口へ情報提供し、対応を依頼しますが、府県ごとに相談体制が異なる場合もあるので、近隣府県との意見交換会等を通じて一層の連携強化を図るよう努めています。

## 3 その他の活動状況

### (1) 京都府障害者相談等調整委員会

#### ○ 委員会の役割

- ・ 障害を理由とする「不利益取扱い」の個別事案に関する助言・あっせんの実施
- ・ 条例に基づく相談員の選任に関する審議等

### (2) 京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり推進協議会

#### ○ 協議会の役割

条例第 25 条に基づき、関係団体等との情報共有や共生社会の実現に向けた取組を府全体で推進するために開催。平成 28 年 4 月以降は、障害者差別解消法施行に伴い、法第 17 条に規定する「障害者差別解消支援地域協議会」としての位置付けも兼ねています。

区分	協議会構成団体等
学識経験者（3）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 加藤博史 龍谷大学名誉教授（障害者福祉）</li> <li>・ 上田達子 同志社大学教授（労働法）</li> <li>・ 武田康晴 華頂短期大学教授（社会福祉）</li> </ul>
国の関係機関（3）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 京都法務局 ・ 京都労働局</li> <li>・ 近畿運輸局（京都運輸支局）</li> </ul>
市町村（3）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 京都市 ・ 市長会 ・ 町村会</li> </ul>
事業者・職能団体（9）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 京都商工会議所 ・ 京都府商工会連合会</li> <li>・ 京都経営者協会 ・ 京都府医師会</li> <li>・ 京都精神科病院協会 ・ 京都府看護協会</li> <li>・ 京都府高齢・障害者雇用支援協会</li> <li>・ 京都府社会福祉法人経営者協議会</li> <li>・ 京都障害者スポーツ振興会</li> </ul>

当事者団体（３）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 京都府身体障害者団体連合会</li> <li>・ 京都障害児者親の会協議会</li> <li>・ 京都精神保健福祉推進家族会連合会</li> </ul>
京都府（２）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教育庁指導部特別支援教育課</li> <li>・ 健康福祉部障害者支援課</li> </ul>

### (3) 普及・啓発活動

この条例は、共生社会の実現を目指すもので、府民に広く周知を図り、条例の内容や障害に関する理解を深めていただくことが重要になります。

このため、条例や障害者差別解消法についての研修や説明会の実施、条例の内容を分かりやすく解説したパンフレットの配布、各種広報媒体を用いた広報、各種イベント等における重点的な広報活動、心のバリアフリーハンドブックの作成・周知、条例のガイドラインの作成等により、条例の趣旨・内容等の周知・啓発を図っています。

令和５年度も引き続き事例集を用いた条例の周知・啓発に注力しました。

#### ア 条例や障害者差別解消法についての研修や説明会の実施

条例や障害者差別解消法等について、府民、企業、市町村等を対象とした研修や説明会を開催し、条例や法の趣旨の周知・啓発を図っています。

＜令和５年度研修・説明会実績＞

市町村相談員研修会、事業者による合理的配慮の提供に係る説明会 計２件

#### イ ガイドラインの周知

条例に基づき、民間事業所等が行う合理的配慮の望ましい事例等を示すとともに、条例の目的や内容（不利益取扱いの禁止等、相談、助言・あっせん等の考え方など）を盛り込んだガイドラインを作成（平成 26 年 12 月）しており、京都府障害者支援課のホームページに掲載して広報・周知を行っています。

#### ウ 条例パンフレット、心のバリアフリーハンドブックの配布

- ・ 条例の概要を説明したパンフレットを各広域振興局や市町村窓口で配布しています。
- ・ その他、障害のある人へのサポート方法や配慮の例などについてまとめたハンドブックを作成して窓口での配布や京都府障害者支援課のホームページに掲載して広報・周知を行っています。

（※イ、ウ関連 掲載ページ：<http://www.pref.kyoto.jp/shogaishien/jyorei.html>）

#### エ 事例集の作成・発行・配布について

条例や障害者差別解消法が施行されて以降、多くの相談が京都府、京都市の相談窓口寄せられています。こうした多数の相談内容を事例集としてまとめ、障害のある人に対する差別は、常に私たちの周りでも起こりうるものとして広く府民が考えるきっかけとするとともに、多数の事例を掲載することにより、障害のある人、支援者、事業者等の手引きとして利用していただけるよう、京都市と共同で令和 3 年 12 月に「障害を理由とする差別の解消のための事例集」を作成・発行しました。条例や障害者差別解消法の概要、障害種別ごとの相談事例、京都府内における相談窓口、関連ホームページ等を掲載しています。

これまで、府関連施設（公所、府立高校、図書館等）の窓口に配架するほか、京都府内各市町村、関係団体、障害者福祉サービス事業所や、一部改正法により合理的配慮が義務化されたことから周知が

重要となる府内の事業者をも対象に、計1万5千部以上を配布しました。共生社会において、障害のある人と事業者とが対等に合理的配慮について話し合い、問題を解決できることにつなげていきたいと考えています。

(※工関連 掲載ページ:<https://www.pref.kyoto.jp/shogaishien/news/jireishu.html> )

## 4 今後の課題

### (1) 法律及び条例の改正について

#### ア 障害者差別解消法の改正

令和3年6月4日に「障害者差別解消法の一部を改正する法律」が公布され、令和6年4月1日に施行されました。

一部改正法では、障害を理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、事業者に対し社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすることを義務づけるとともに、行政機関相互の連携強化を図るほか、障害を理由とする差別を解消するための支援措置を強化する措置を講ずることとされています。

#### イ 条例の改正

法改正に伴い、京都府においても条例改正を行いました。

### (2) 関係機関等とのネットワーク構築・連携強化について

#### ア 地域相談員との連携強化

地域での受け皿として、地域相談員を条例上の相談員として設置していますが、高齢等を理由として引き受け手が減少している等の課題があります。引き続き、相談員の資質向上に取り組む研修会等の開催や日頃の相談活動における課題や意見の共有などを通じて広域専門相談員との連携強化を図っていきます。

#### イ 市町村、関係機関等との連携強化

一部改正法第3条では新たに「国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の促進に関して必要な施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力しなければならない。」と定められました。

これまでから広域専門相談員への相談は、相談者の人生に大きく関わる相談も多く、障害のある人の生活支援が必要である場合には、市町村や福祉関係機関等と緊密な連携をとりながら対応してきました。令和5年度の相談の中にも、条例の特定相談には当たらないものの、相談者、障害のある人は困難な状況に直面しており、市町村との連携なしには、解決策が導き出せなかったものもありました。令和6年4月1日には障害者差別解消法の一部改正法が施行されたこともあり、各市町村における相談窓口の機能がますます重視されることとなるため、今後とも様々な相談に幅広く対応し、適切な情報提供や関係機関への引き継ぎを行うべく、日常的に市町村や関係機関、既存の各種相談窓口との一層の連携強化を進め情報共有や意見交換等を行っていきます。

#### ウ 府庁内担当課との連携強化

法第7条第2項では、行政機関等における合理的配慮の提供義務について定められています(条例第8条第1項でも府について同様の定めがある)。令和5年度の相談においても、教育(文化ス

スポーツ部)、公共施設利用・住宅(建設交通部)、労働(商工労働観光部)等様々な場面で、改めて府庁内での連携を求められる相談が多くありました。引き続き、府庁内担当課に条例や障害者差別解消法への理解を求めるための周知を図っていきます。